

訪問看護ステーション ひびき
西宮市指定訪問看護事業運営規程（介護予防）

（事業の目的）

第1条 合同会社 ひびき設置する訪問看護ステーション ひびき（以下「ステーション」という。）において実施する指定介護予防訪問看護サービスの適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な介護予防訪問看護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 ステーションが実施する介護予防訪問看護は、利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

2 利用者の要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、訪問看護の目標を設定し、計画的に行うものとする。

3 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

4 訪問看護の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、指定居宅支援事業者、地域包括支援センター、他の看護サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

5 訪問の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関へ情報の提供を行う。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名 称 訪問看護ステーション ひびき

（2）所在地 西宮市今津曙町 10-5

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（1）管理者：看護師1名（常勤）

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、介護予防訪問看護サービスの実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職

務従事する。

(2) 看護職員：非常勤 3 名

看護師は主治医の指示書と居宅介護サービス計画（以下「ケアプラン」という。）に沿って介護予防訪問看護計画を作成し利用者に提供する。当該計画に基づき指定訪問看護を提供し、実施事項等を介護予防訪問看護報告書として作成する。

- ・ 介護予防訪問看護計画の作成・変更等を行い、利用の申込みに係る調整をする。
- ・ 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席等居宅介護支援事業者等との連携を図る。
- ・ 訪問看護職員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握する。
- ・ 訪問看護職員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施する。

（営業日及び営業時間）

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日とする。ただし、利用者の要望があれば土曜・日祝日も対応。その他毎月 1 日は休業日とする。
- (2) 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
- (3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により 24 時間常時連絡相談が可能な体制を取り、必要時訪問にて状況・状態を確認、医師等へ連携を図る。

（介護予防訪問看護サービスの内容）

第 6 条 事業所で行う訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 介護予防訪問看護計画の作成、利用者又はその家族への説明、提供。
利用者の希望、主治医の指示書及びケアプラン、心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載し、利用者に提供する。
- (2) 介護予防訪問看護計画書に基づく指定訪問看護（排せつ・食事介助・清拭・入浴・身体整容・体位変換・移動・移乗介助、外出支援・通院等に必要な乗降車の支援等）の実施。

(3) 訪問看護報告書の作成

(4) 主治医等関係者への情報

（利用料等）

第 7 条 介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とする。

それぞれのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担

分の支払いを受けるものとする。

- 2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から居宅までに要した実費を徴収する。
- 3 前2項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 4 介護予防訪問看護サービスの提供に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支払に同意する旨の文書に署名を受け、利用者の同意を得なければならない。
- 5 キャンセル料（訪問直前まで連絡がない場合）は1000円とする。

※但し、健康上の理由がある場合はその限りではない

- 6 その他の利用料として次の額の支払いを受ける。

死後の処置料：20,000円

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の指定訪問看護の実施地域は、西宮市・宝塚市・尼崎市とする。

ただし、これ以外は相談に応じる

（緊急時等における対応方法）

第9条 介護予防訪問看護サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。

- 2 利用者に対する介護予防訪問看護サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する訪問看護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（暴力団等の影響を排除）

第10条 本事業者及び管理者は暴力団員等ではない。また、その運営について暴力団等の支配を受け付けてはならない。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第11条 事業所はステーションは、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- （1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果については

訪問介護員等に周知する。

- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 訪問看護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を定める。

(利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備)

介護予防指定訪問看護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- (1) ステーションは、苦情の内容等について記録し、その完結の日から5年間保存する。
- (2) ステーションは、提供した指定訪問看護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 事業所は、従業員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後6カ月以内
- (2) 継続研修 年1回

- 2 事業所は、介護予防訪問看護サービスに関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 3 従事者は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。
- 4 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は合同会社ひびきと、事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和8年5月1日から施行する。